

東京海区漁業調整委員会委員の選任に関する要綱

2 産労農水第 843 号

令和 2 年 8 月 27 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京海区漁業調整委員会委員の選任の手續について、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集の方法)

第 2 条 委員の候補者の推薦を行う方法は、次の各号によるものとする。

- (1) 東京都内に住所を有する漁業者からの推薦（以下「個人推薦」という。）
- (2) 東京都内に住所を有する漁業者が組織する法人、その他関係団体からの推薦（以下「団体推薦」という。）

2 委員の候補者の募集を行う方法は、一般募集によるものとする。

(推薦及び応募の資格)

第 3 条 委員候補者の推薦を受け、又は委員候補者の募集に応募しようとする者（以下「応募者等」という。）は、漁業に関する識見を有し、漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、委員の選任を予定する日において、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 138 条第 4 項に該当しないこと。
- (2) 東京都の職員でないこと。

(推薦及び募集の手續)

第 4 条 第 2 条の規定による推薦及び募集への応募は、次条により公表された事項に基づき、漁業法施行規則（昭和 25 年農林省令第 16 号）第 44 条に定める事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(推薦及び募集の方法等)

第 5 条 知事は、委員候補者の推薦を求め、及び募集を行おうとするときは、委員候補者の推薦及び募集に係る書類の提出方法その他必要な事項を、東京都産業労働局のホームページで公表するものとする。

2 前項の規定により推薦を求め、及び募集を行う期間は、おおむね 1 か月間とする。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、その理由を付して推薦等の期間を短縮することができる。

3 知事は、前項に規定する期間の間においては推薦及び募集の状況を、期間の終了後においては推薦及び募集の結果を、東京都産業労働局のホームページで公表するものとする。

4 前項の規定による公表の内容は、漁業法施行規則第 45 条に定める事項とする。

(応募者等の評価)

第6条 知事は、応募者等の評価について、別に定める東京海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を求めるものとする。

2 評価委員会は、合議により応募者等に対する評価を行い、知事に報告するものとする。

(委員の選任)

第7条 知事は、評価委員会の意見を参考に委員候補者を決定し、東京都議会の同意を得て、委員を選任する。

(委員の補充)

第8条 知事は、辞任、失職及び罷免により委員に欠員が生じた場合は、この要綱に定める手続に従い、速やかに委員を補充するよう努めなければならない。

2 知事は、委員の欠員の数が定数の3分の1を超えた場合は、この要綱に定める手続に従い、速やかに委員を補充しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。